

四街道市モニュメント新設業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「四街道市モニュメント新設業務委託」に係る最優先受託候補者を選定するための公募型プロポーザル実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 委託業務の概要

本業務の内容については、次の各項に掲げるもののほか、別添「四街道市モニュメント新設業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

- (1) 委託業務名 四街道市モニュメント新設業務委託
- (2) 委託期間 契約日の翌日から令和9年3月31日（水）まで
- (3) 委託限度額 14,575千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 委託等の場所 四街道市役所

3. 選定方法

最優先受託候補者の選定については、公募型プロポーザルとし、提出された企画提案書等の書類審査を実施して決定します。

また、受託候補者が1者のみであった場合は、「13. 選定基準」により評価を行い、配点の6割以上の者を最優先受託候補者として決定します。

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている法人とします。

- (1) 直近10年以内に市町村等の同種業務（モニュメント制作等）を受託し、完了した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始決定がされていない者、または民事再生法に基づく再生手続開始決定がされていない者であること。
- (4) 四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過している者又は当該建設工事等の入札日前6か月以内に手形又は小切手の不渡り事故を出していない者
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (7) 四街道市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等または第9条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

5. 失格要件

参加申込書を提出してから最優先受託候補者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格または審査の対象より除外します。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。
- (3) 参加申込書または企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合。
- (4) 受託候補者が不渡手形または不渡小切手を出した場合。
- (5) 会社更生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合。
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (7) 著しく信義に反する行為があった場合。

6. 様式一覧

- (1) 参加申込書（様式1）

※代表者以外の名義で申請する場合は、委任状（任意様式）を添付

- (2) 質問書（様式2）

- (3) 企画提案提出書（様式3）

- (4) 業務実績書（様式4）

- (5) スタッフ等体制調書（様式5）

7. 企画提案書類

次の（1）から（5）をもって、企画提案書類（一式）とします。

なお、（1）の次に目次を作成し、ページ番号を付したうえで、（2）から（5）の順に綴じてください。

※（1）から（5）については、A4判に調製してください。ただし、図表等については、A3判も可とします。その場合はA4サイズに折り込んでください。

- (1) 企画提案提出書（様式3）

- (2) 業務実績書（様式4）

業務実績書には、過去5年以内の、発注者が自治体である業務実績に加え、発注者が自治体であるかどうかに関わらず、モニメント制作に関する主な実績を20件以内で記載してください。

※代表的な成果品（成果品の写真等）を提出してください。

また、その作成の視点や工夫した点を記載して提出してください。（任意様式）

- (3) スタッフ等体制調書（様式5）

総括責任者・主任技術者・担当者その他スタッフの氏名、経歴、資格、所属部門等必要事項を記載してください。また、それぞれのスタッフが携わった代表的な実績や現在の手持ち業務の状況を必ず記載してください。

- (4) 事業者概要書（任意様式）

様式等は任意ですが、受託候補者の経歴、組織体制、概要を記載してください。

組織体制については、本業務の組織体制と、モニメント制作等本業務に精通した専門的な部門の有無についても記載してください。

また、「13.選定基準（3）社会的価値の実現に資する取組」に該当する場合は、取組を行っていることを証明できる書類（認定通知書の写し等）を提出してください。

- (5) 企画提案書（任意様式）

「実施要領」及び「仕様書」に則り、1者最大3案として、次の項目に従い基本的な考え方を簡潔に記載してください。

①企画提案

(ア) モニュメント・寄附銘板のデザインと設計

四街道市を表現し、写真に映えるデザインとして以下の内容を記載すること。

- ・モニュメント・寄附銘板のデザイン
- ・モニュメント・寄附銘板の完成予想図
- ・基礎構造図
- ・構造体構造図

(イ) モニュメント・寄附銘板の色合い、素材と制作方法

(ウ) モニュメント・寄附銘板の設置方法

(エ) 全体計画（業務スケジュール）

(オ) 仕様書に掲げる項目についての実施方策と考え方

(カ) 提案の特徴

②その他独自の提案事項

③事業費見積書

(6) その他

パンフレット、写真等、貴社のPRになるもの等がある場合は別冊で提出してください。

8. 選定までのスケジュール（予定）

スケジュール	日時	提出書類
プロポーザル募集開始	令和8年1月9日（金）	-
受託候補者からの質問書受付期限	令和8年2月4日（水）12時まで	質問書（様式2）
プロポーザル参加申込	令和8年2月6日（金）16時まで	参加申込書（様式1）
質問に対する市からの回答	令和8年2月9日（月）12時まで	-
企画書等の提出期限	令和8年2月12日（木）16時まで	企画提案書類（一式） (様式3～5を含む)
企画書等に対する市からの質問	令和8年2月16日（月）	
質問に対する受託候補者からの回答の提出期限	令和8年2月20日（金）17時まで	メール等による回答 (任意様式)
選定結果の通知（公表）	令和8年2月26日（木）	-
契約事務	令和8年2月下旬	-

※日程については、都合により変更となる場合があります。

※選定の結果はメール等にて通知します。

9. プロポーザル参加申込

令和8年2月6日（金）16時までに、参加申込書（様式1）を四街道市役所政策推進課宛て郵送または持参してください。

※持参の場合は、9時から16時まで。（ただし、土曜・日曜日、祝日を除く）

※郵送の場合は、上記提出期限までに必着。

10. プロポーザルに関する質問

実施要領及び仕様書の内容等に質問がある場合は、質問書（様式2）を四街道市役所政策推進課宛て提出することができます。

（1）受付期限 令和8年2月4日（水）12時まで

（2）提出方法 四街道市役所政策推進課宛てメール（yseisaku@city.yotsukaido.chiba.jp）
で質問書（様式2）を提出し、メール送信後、政策推進課担当宛て
電話（043-421-6161）にて連絡してください。

（3）回答方法 令和8年2月9日（月）12時までに、質問者を伏せた上で、質問に対する
回答をメールで企画提案書の提出意思のある者全員に送付します。

11. 企画提案書類提出

プロポーザル参加申込を行った受託候補者は、次のとおり企画提案書類を提出するものとし
ます。

（1）提出書類 「7. 企画提案書類」 15部（原本1部、副本14部提出）

（2）提出期限 令和8年2月12日（木）16時まで。

（3）提出方法 郵送または持参。

持参の場合は、9時から16時まで。（ただし、土曜・日曜日、祝日を除く）

郵送の場合は、上記提出期限までに必着。

（4）提出場所 四街道市役所 経営企画部政策推進課 企画係

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

TEL 043-421-6161 担当 金子、落合

（5）注意事項 期限を過ぎての提出は無効とします。

（6）参加辞退 参加申込書提出後に辞退する場合は、「辞退届」（任意様式）を提出してく
ださい。以後、辞退により受託候補者が不利益な扱いを受けることはあり
ません。

12. 選定審査

（1）審査は、「13. 選定基準」に基づき、四街道市モニュメント新設業務委託受託者選定委
員会が行います。

（2）審査にあたって必要な範囲で、市から企画書等に関する質問を行います。

（3）選定結果に関する異議の申し立ては受理しません。

（4）市は企画提案書をもとに書類審査を行い、最優先受託候補者を決定します。

（5）選定結果は、市ホームページにおいて公表するとともに、受託候補者全員に通知します。

1 3 . 選定基準

企画提案等の審査にあたっては、以下の評価項目により総合的な評価を行います。

(1) 受託候補者の技術力

①受託候補者の業務実績について評価

(2) 受託候補者の実施体制

①本業務に精通した部門を有し、かつ当該部門が主体的に業務を担当するかについて評価

(3) 社会的価値の実現に資する取組

①ワーク・ライフ・バランス等の推進について評価

・えるぼし認定またはプラチナえるぼし認定を受けているか。

・任意で一般事業主行動計画の策定・届出をしているか。

・くるみん認定またはトライくるみん認定またはプラチナくるみん認定を受けているか。

(4) 企画の実施方策等

①仕様書内容の実施方策について評価

②提案の実現性について評価

(5) 表現能力

①モニュメント・寄附銘板のデザインについて評価

(6) 見積金額

1 4 . その他

(1) プロポーザルに関する費用については、受託候補者の負担とさせていただきます。

(2) 提出書類は、本業務の受託者選定以外に無断で使用しません。

ただし、透明性や公正を期すために公表する場合があります。

(3) 提出書類については返却しません。

(4) 最優先受託候補者選定後の契約締結は、当市に定められた随意契約手続によるものとします。

(5) 企画提案書に記載された項目は、契約締結時に仕様書に反映するものとします。

ただし本業務の目的達成のため必要な範囲において、当市と最優先受託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更、削除を行えるものとします。

そのため、最優先受託候補者選定の決定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではありません。

(6) 審査の過程、内容等についてはお答えしません。